

特定非営利活動法人 てしろでとも に 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 てしろでとも に という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県福山市南手城町四丁目9番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ人たちおよびその家族に対し、障害福祉サービスの提供、福祉に関する情報提供および相談、地域生活支援の事業を行い、もって障害を持つ人たちが住み慣れた地域の中で、地域の人々と共に豊かに生きて行ける社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) まちづくり推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業の運営
- (2) 障害を持つ人、家族等への情報提供事業、相談事業及び家庭生活支援の事業
- (3) 障害を持つ人の地域生活支援の事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会し、活動を経済的に支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益組合法人又は公益社団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉岡久美子
副理事長	高森祥子
同	島本謙二
監事	柳本さゆり
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	0円	年会費	6,000円
(2) 正会員（団体）	入会金	0円	年会費	12,000円
(3) 賛助会員（個人）	入会金	0円	年会費	1,000円
(4) 賛助会員（団体）	入会金	0円	年会費	2,000円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

障害を持つ人たちにとって、住み慣れた地域で、よく知った地域の人々と共に生きていくことは、大きな安心感の中で心を開き、自分の可能性を広げ、豊かな人生を開いていくものとして、大切なことです。

しかし、現実には障害を持つ人たちおよびその家族にとっては、住み慣れた地域で地域の人々とともに生きていくことが難しい状況があります。障害を持つ子どもの場合には居場所が無い、成年後も、就労先となる事業所が地域にないため遠方の事業所の送迎車に長時間ゆられて通所し、休みの日も地域とのつながり無く、家にこもってゲームやユーチューブで過ごし、将来の住まいも遠方の施設やグループホームとなり、地域から切り離された生活を余儀なくされる。家族もそのような障害児者の状況をひとり抱え込んで、地域から孤立してしまっています。私たちが活動の主たる場所としている広島県福山市の手城地域においても、これらのことが当てはまります。

このような障害児者およびその家族の地域社会で生きにくい状況は、地域社会そのものの中に、子どもの居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場が十分でないことに問題があります。そして家族が問題解決のための情報に接し、相談できる場が少ないこと、さらに、地域社会に障害児者が生活し、生きにくさに困っていること自体を地域の人々が知らないことに問題があります。そのため、地域に子どもの居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場を作り、家族への情報提供・相談の機会を作り、地域社会の障害者福祉への理解を推進することが求められます。

以上のような状況を克服するため、広島県福山市の手城地域に住む障害を持つ人の親たちが中心となって、任意団体「手城で障害者施設を立ち上げたい会」を作りました。私たちのこの団体は、障害児者の居場所づくり、障害を持つ人たちおよびその家族への情報提供・相談事業、地域の障害者福祉への理解を得る活動をしつつ、障害児者の就労や共同生活の場を将来的には作ろうとする活動を行ってきました。それらの活動、事業の推進は、障害を持つ人たちが住み慣れた地域の中で地域の人々と共に生きていける地域共生社会の実現に寄与し、障害児者の福祉を増進させようとするものです。

これらの活動、事業の推進のために規模を拡大しようとするれば、助成金の申請、資金の調達等において事業の責任の明確化が求められ、法人格が求められます。また、就労、共同生活の場を作るため障害福祉サービス事業を行うにも、福祉行政の許認可において法人格が求められます。また、より安定的に各事業を実施するためには積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人としてともに設立することにしました。

2 申請に至るまでの経過

- 2021年12月～ 任意団体「手城で障害者施設を立ち上げたい会」立ち上げ
障害者福祉の勉強会を開催（月1回講師を招いて、会員の研修）
- 2022年5月～ 障害児者を対象とする「ダンス教室」を手城交流館にて開催
（週1回毎土曜日インストラクターの指導による）

- 2022年6月～ 障害児者が活躍し楽しみ、地域の人々と交流できる祭りとして
「ふれあいマルシェ」開催（半年に1回、10数店舗の出店をまとめ運営）
- 2022年8月～ 障害児者の参加による 海水浴、餅つき会、お花見会の実施、
陶芸教室、お絵かき会を開催
- 2024年6月9日 特定非営利活動法人てしろでともに 設立総会を開催

2024年 6月 9日

特定非営利活動法人 てしろでともに

設立代表者

(住所又は居所)

(氏名)

吉岡 久美子

2024年度事業計画書

特定非営利活動法人てしろでともに

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人の認知度を上げるための広報活動に注力すると共に、各事業を通して、障害児者の居場所作り、家族への情報提供、地域社会の障害者福祉への理解推進などに尽力して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位：千 円)
(1)障害福祉サービ ス事業の運営	日中一時支援事業	開所後通年 月曜日～土曜日 13時から19時	福山市南手 城町オレン ジルーム	2人	障害を持つ児童及 び成人 7人/1日	2,025
(2) 障害を持つ人、 家族への情報提供、相 談事業及び家庭生活 支援の事業	障害児とその親対象の親子 会開催 福山市立小学校特別支援学 級での相談事業	年4回程度1日	福山市手城 交流館他	4人	障害児及びその親 10人/回	15
(3)障害持つ人の地 域生活支援の事業	障害児者対象のダンス教室 開催	通年月3回土曜 日16時から17時	福山市手城 交流館	3人	障害児者 5～10人/回	90
	海水浴会、もちつき会 カラオケ会	月1回程度	福山市手城 交流館ほか	7人	障害児者 10人/回	23
	障害者福祉への地域住民の 理解を進めるふれあいマル シェ開催	半年に1回1日	福山市手城 町広場	10人	障害児者 10人～20人	100
(4) その他、この法 人の目的を達成する ために必要な事業						0

事業費合計 2253千円

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人てしろでともに

1 事業実施の方針

設立2年目の本年度は、前年度の事業に加え、新規事業として就労継続支援B型事業所を立ち上げ、障害者の就労の場の提供に取り組んでいきます。各事業を通して、障害児者の居場所作り、家族への情報提供、地域社会の障害者福祉への理解推進などに、引き続き尽力して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位:千 円)
(1)障害福祉サービス事業の運営	日中一時支援事業	通年 月曜日～土曜日 13時から19時	福山市南手 城町オレン ジルーム	2人	障害を持つ児童及 び成人 7人/1日	2,407
	就労継続支援B型事業	通年月曜日～金 曜日 9時～15時	福山市手城 地域	2人	障害者 5人/1日	4,434
(2) 障害を持つ人、 家族への情報提供、相 談事業及び家庭生活 支援の事業	障害児とその親対象の親子 会開催 福山市立手城小学校ひまわ り学級での相談事業	年4回程度1日	福山市手城 交流館他	4人	障害児及びその親 10人/回	20
(3)障害持つ人の地 域生活支援の事業	障害児者対象のダンス教室 開催	通年月3回土曜 日16時から17時	福山市手城 交流館	3人	障害児者 5～10人/回	120
	海水浴会、もちつき会 カラオケ会	月1回程度	福山市手城 交流館ほか	7人	障害児者 10人/回	30
	障害者福祉への地域住民の 理解を進めるふれあいマル シェ開催	半年に1回1日	福山市手城 町広場	10人	障害児者 10人～200人	200
(4) その他、この法 人の目的を達成する ために必要な事業						0

事業費合計 7,211千円

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 てしろでどもに
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	72,000	
賛助会員受取会費	20,000	
		92,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,500,000	
		1,500,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	50,000	
		50,000
4. 事業収益		
(1) 障害福祉サービス事業の事業収益	2,250,000	
(2) 情報提供・相談、家庭生活支援の事業収益	15,000	
(3) 地域生活支援の事業収益	160,000	
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の収益	0	
		2,425,000
5. その他収益		
雑収益	0	
		0
経常収益計		4,067,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	30,000	
給料手当	1,170,000	
臨時雇賃金	589,500	
法定福利費	190,737	
人件費計		1,980,237
(2) その他経費		
諸謝金	90,000	
印刷製本費	60,000	
教養娯楽費	37,500	
原材料費	40,000	
消耗品費	45,000	
その他経費計		272,500
事業費計		2,252,737
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	37,500	
旅費交通費	37,500	
通信運搬費	90,000	
消耗品費	37,500	
修繕費	37,500	
水道光熱費	225,000	
地代家賃	337,500	
支払利息	0	
その他経費計		802,500
管理費計		802,500
経常費用計		3,055,237
当期経常増減額		1,011,763
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,011,763
設立時正味財産額		85,641
次期繰越正味財産額		1,097,404

2025年度 活動予算書
 2025年4月1日から2026年 3月31日まで
 特定非営利活動法人 てしろでとにも
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	72,000		
賛助会員受取会費	20,000		
		92,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
		1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	50,000		
		50,000	
4. 事業収益			
(1) 障害福祉サービス事業の事業収益	7,080,000		
(2) 情報提供・相談家庭生活支援の事業収益	20,000		
(3) 地域生活支援の事業収益	360,000		
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0		
		7,460,000	
5. その他収益			
雑収益	0		
		0	
経常収益計			8,602,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
給料手当	3,720,000		
臨時雇賃金	1,209,000		
利用者工賃	1,080,000		
法定福利費	542,472		
人件費計		6,581,472	
(2) その他経費			
諸謝金	120,000		
印刷製本費	120,000		
教養娯楽費	50,000		
原材料費	260,000		
消耗品費	80,000		
その他経費計		630,000	
事業費計		7,211,472	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	50,000		
修繕費	50,000		
水道光熱費	300,000		
地代家賃	450,000		
支払利息	0		
その他経費計		1,070,000	
管理費計		1,070,000	
経常費用計			8,281,472
当期経常増減額			320,528
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			320,528
前期繰越正味財産額			1,097,404
次期繰越正味財産額			1,417,932